

第2期中期目標期間における業務の実績に関する評価取りまとめ案（25年3月28日時点）

※ 資料4-2と異なる項目について以下に記載

資料4-2のページ	中期目標の項目	中期計画の項目	自己評価	論点	評価案（とりまとめ案）
7-9	規定なし	第2 2 外部委託の推進	A	・外部委託業者の不十分なチェック体制が、特別給付金の過少払い・過払いの原因の一つになったのではないか。	B （理由：「外部委託の推進については、平成20事業年度から24事業年度までA評価をしてきた。しかしながら、今回、22事業年度において特別給付金の過払い・過少払いがあったことが判明し、その理由の一つとして、外部委託した民間業者におけるチェック体制が不十分であったことが揚げられる。中期計画における「外部委託が可能な業務について外部委託を推進することにより、経費の縮減を図る」という目標には、外部委託による業務の効率化・経費縮減のほか、当然、外部委託により適切に法人業務を遂行するという内容が含まれているところ、22事業年度においてはそれが達成できなかったと評価できる。なお、22事業年度の状況を踏まえ、23事業年度以降は特別給付金支給業務に係る外部委託業者のチェック体制を強化している。このような22事業年度の結果を踏まえ、第2期中期目標期間評価としてはBとする」ため）
10-13	第2 2 組織運営の効率化	第2 3 組織運営の効率化	A	（24事業年度自己評価調書の記載及び評価を基に判断）	B （理由：「20事業年度から22事業年度においては「目標を十分達成した」と評価できたが、24事業年度末の解散に向け23及び24事業年度は特に組織運営の合理化・効率化を推進する必要があるところ、両事業年度とも、組織運営の合理化・効率化を推進したとは必ずしもいえない評価となった」ため）

69-74	第 3 5 (1) 特別記念事業の実施	第 3 5 (1) 特別記念事業の実施	A	<ul style="list-style-type: none"> 「旅行券等引換券」対応について明確に記載されているか。 20年度から22年度において、未引換えの事案について対応した実績があるにも関わらず、評価を受ける際に分科会に説明がなかったことをどう考えるか。 	<p>C</p> <p>(理由:「旅行券等引換券の未引換え 750 件について、引換え期限を無期限とする「旅行券等引換券」を送付し、受託業者が無期限で引換えに応じることとした。</p> <p>しかしながら、平成 20 年に受託業者から未引換え者が相当数いる旨の連絡があった時点で、未引換え者をゼロにするような対応をとり得たこと、受託業者との契約が適切なものであったかの検証がなされていないこと、20 年から 22 年まで未引換え分について対応したにも関わらず評価の際には報告がなされなかったこと、22 年 10 月から 24 年 7 月までは何ら対策をとっていなかったこと、さらに、結果として 750 件中 722 件は送付できたが 28 件は送付できなかったこと、未送付分について基金解散後は破棄処分せざるを得ないことを踏まえた) ため)</p>
86-94	第 3 6 (1) 特別給付金支給事業の実施	第 3 6 (1) 特別給付金支給事業の実施	A	<ul style="list-style-type: none"> 過少払い・過払いについて、事実関係・対応が明確に記載されているか。 22 年度及び 23 年度評価を受ける際に分科会に説明がなかったことをどう考えるか。 	<p>C</p> <p>(理由:「22 年度及び 23 年度の評価においては、過少払い及び過払いについて基金から説明なされなかったため、これを踏まえた評価はできなかった。</p> <p>過少払いについては、22 年度及び 23 年度で追加給付対応済みである。</p> <p>過払いについては、基金において、申請者に対し事前に過払いが発生した経緯を丁寧にご説明した上、文書でお願いし、分納されていた方には再三にわたり電話等で返納をお願いし、基金職員が直接債権者宅まで出向いた実績 (1 回) もあるが、現時点で 1 件 (3 万円) を回収できていない) ため)</p>
102-104	特別給付金支給準備に	特別給付金支給準備につい	C	特別給付金支給準備について	C (ただし、最多意見では D)

	については規定なし	ては規定なし			(Dの理由:「22 事業年度評価では、「準備事務の一部に十分でないところが見受けられ、確実に準備事務を行うというまでには至らなかった」ことからCと評価した。しかしながら、今回、22 事業年度に過少払い・過払いが発生したことが判明した。これは、当初、22 年 10 月 25 日の受付開始後 11 月末までに 3 万件の請求を見込んでいたところ、2 週間で 4 万 2 千件という膨大な請求があったため、事務処理が間に合わないという状態が発生したためであり、見込みが甘く準備が不十分であったと言える」ため)
105-108	第 3 6 (5) 標準期間の設定	第 3 6 (5) 標準期間の設定	B	・迅速処理を目指した結果、過払い・過少払いが発生したことをどう考えるか。	B (ただし、BとCが同数) (Cの理由:「22 事業年度から 24 事業年度までの全体で見ると、標準処理期間内の処理率は 1 ヶ月もので 26.2%、3 ヶ月もので 50.8%であった。22 事業年度は短期間に申請が集中したことにより処理率は低かったが、事務処理体制の拡充等を行った結果、23 事業年度の処理率はほぼ 100%、24 事業年度の処理率はすべて 100%となった。 しかしながら、22 年度において、迅速処理を目指した結果、チェックが疎かとなり、特別給付金の過少払い 47 件・過払い 35 件を発生させてしまった」ため。
125-126	第 3 7 (5) 外国の関係機関との関係強化	第 3 7 (5) 外国の関係機関との関係強化	B	・平成 20 事業年度の成果をもって当該事業を終了したとあるが、平成 20 事業年度の評価はBである。B評価のまま事業を終了させたことをどう考えるか。	C (Cの理由:平成 20 年度は年度計画にも規定されており、実績を踏まえBと評価した。 しかしながら、20 年度のB評価のまま当該事業を終了させたことは、22 年 9 月までの当初の中期目標・中期計画に照らすとなお改善の余地があると言える。 さらに、21 年度及び 22 年度においては年度計画に規定されなかった。22 年度については 9 月末の解散を控えていたと

					<p>いう特別な事情があるが、21年度についてはこのような事情はない。中期目標・中期計画の内容が年度計画に的確に反映されているとは言えない（※）」ため。）</p> <p>（※）平成 25 年 1 月 21 日政策評価・独立行政法人評価委員会「平成 23 年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」別紙 1【各法人共通】の（評価指標の妥当性）において、「今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある」と指摘されている。</p>
140 -143	規定なし	第 8 2 人事に関する 計画	A	(24 事業年度自己評価調書の記載及び評価を基に判断)	<p>B</p> <p>（Bの理由：「23 年度計画及び 24 年度計画に記載しておらず、中期目標及び中期計画の内容が年度計画に的確に反映されているとは言えない（※）。また、研修等には参加させているものの、例えば 24 事業年度に開催した勉強会と解散との関係が明確ではないなど、研修の選定基準等が適当であったとは必ずしも言えない」ため。）</p> <p>（※）平成 25 年 1 月 21 日政策評価・独立行政法人評価委員会「平成 23 年度における総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」別紙 1【各法人共通】の（評価指標の妥当性）において、「今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある」と指摘されている。</p>

151 -156	第5 4 内部統制・ ガバナンス 強化	第8 3(4) 内部統制・ガ バナンス強化	A	(24 事業年度と同様)	C (理由：「基金において内部統制・ガバナンス強化に向けた取り組みを行ったが、結果として、特別記念事業の未引換え750件のうち28件については「旅行券等引換券」を送付することができず、基金解散後は、当該未送付分については破棄処分をせざるをえないこととなった。 特別給付金の過少払いについては、22年度及び23年度で追加給付対応済みである。過払いについては現時点で1件(3万円)は回収することができていない。 そもそも、特別記念事業について、平成20年に受託業者から未引換え者が相当数いる旨の連絡があった時点で、未引換え者をゼロにするような対応をとり得たこと、受託業者との契約が適切なものであったかの検証がなされていないこと、20年から22年まで未引換え分について対応したにも関わらず評価の際には報告がなされなかったこと、未引換え者がいることを認識していたにも関わらず、22年10月から24年7月までは何ら対策をとっていなかったことを踏まえると、ガバナンス・内部統制が強化させているとは言えない。 また、特別給付金の過少払い・過払い事案が発生したのは、基金の認定・支給に係るチェック体制が必ずしも万全ではなかったことの証左であり、また、発覚したきっかけも外部からの問い合わせであったなど、内部統制が十分とは言えない。 これらを踏まえると、基金における内部統制・ガバナンス強化がなされているとは言えない」ため。)
157 -162	第6 経過措置 (残務処理)	第9 1 経過措置	A	・ 23 事業年度評価を受けた取り組み状況(解散に伴う主体的な取組状況)が明確にされているか。	C (理由：「基金において、総務省と連携し、文書移管準備、引継ぎマニュアルの作成、基金解散後に総務省において処理

					<p>すべき残務の整理・確認、基金記録史・年報等の作成など、解散に向けた取り組みを行った。</p> <p>しかしながら、解散に向け複数の会議・チームを編成したが、その必要性・有効性が明確でないほか、23 事業年度評価を受けた改善状況、すなわち、基金自らが主体的に取り組み成果を上げたという実績が十分明確ではない。</p> <p>23 事業年度評価の際に、「今後は、法人としての業務整理及び総務省への円滑な引継に向け、基金自らが主体的に取り組むことを期待する。」という評価を受けたにも関わらず、上記のような状況であったため。）</p>
--	--	--	--	--	--